

# 資料 1

## 【協議事項】

### (1) 公立病院経営強化プランについて

# 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

(令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知)

## 第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。**
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識され**るとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。**
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要。**

## 第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載**

## 第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化していくことが重要。**

## 第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

## 第5 財政措置

- **機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充。**

## 公立病院経営強化プランの内容

### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ **医師の働き方改革への対応**

### (3) 経営形態の見直し

### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

- **施設・設備の最適化**
  - ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
  - ・ デジタル化への対応

### (5) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

# 肝付町立病院 経営強化プラン（案）

（令和6年度～令和10年度）



令和6年3月策定

肝付町立病院

## 基本理念

「地域住民の皆様に愛され、信頼される病院」を目指します。

## 基本指針

1. 町立病院として公平・公正で安心・安全な医療を提供します。
2. 「笑顔、思いやり」を大切にし、患者様中心の医療を提供します。
3. 地域医療の向上を目指して医療従事者の教育・研修に努めます。
4. 国保直診病院として保健・福祉を統合した包括的な医療を行います。
5. 他の医療機関との連携により、救急医療体制の充実に努めます。
6. 職員一体となって経営の健全化に努めます。



# 【 目 次 】

<b>第1章 経営強化プラン策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 策定の趣旨 .....	1
2. 計画期間 .....	1
<b>第2章 肝付町立病院の現状</b> .....	<b>2</b>
1. 当院を取り巻く環境 .....	2
2. 肝付町における医療提供体制 .....	4
3. 地域医療構想について .....	5
4. 当院の現状と課題 .....	5
<b>第3章 肝付町立病院の役割・機能</b> .....	<b>7</b>
1. 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能 .....	7
2. 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能 .....	7
3. 機能分化・連携強化 .....	8
4. その他 .....	9
<b>第4章 医師・看護師等の確保と働き方改革</b> .....	<b>10</b>
1. 医師・看護師等の確保 .....	10
2. 臨床研修医の受け入れ等を通じた若手医師とのつながり .....	10
3. 職員の人材育成 .....	10
4. 医師の働き方改革への対応 .....	11
5. 看護師等の負担軽減の促進 .....	11
<b>第5章 経営形態の見直し</b> .....	<b>11</b>
<b>第6章 経営の効率化</b> .....	<b>12</b>
1. 経営の効率化と数値目標の設定 .....	12
2. 目標達成に向けた実行体制 .....	12
<b>第7章 新興感染症への取組み</b> .....	<b>13</b>
<b>第8章 施設・設備の最適化</b> .....	<b>14</b>
1. 施設・設備の適正管理と整備費の抑制 .....	14
2. デジタル化への対応 .....	14
<b>第9章 収支計画</b> .....	<b>15</b>
1. 収支計画 .....	15
2. 一般会計負担の考え方 .....	17
<b>第10章 経営強化プランの公表・点検・評価等</b> .....	<b>17</b>
1. 公表 .....	17
2. 点検・評価 .....	17
3. その他 .....	17

## 第1章 経営強化プラン策定にあたって

### 1. 策定の趣旨

肝付町立病院は、鹿児島県大隅半島南東部に位置する自治体立病院として、地域住民が安心して暮らせるよう地域医療を担っています。当院では病院開設以来、病院経営の健全化に努めてきましたが、近年、地域の人口減少や少子高齢化による医療需要の変化、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響など、病院経営は非常に厳しい状況が続いています。

将来に渡って持続的な地域医療提供体制を確保するためには、当院のあるべき姿を見つめ直し、その役割・機能を明確化・最適化した上で経営強化に取り組み、町づくりの一環として、行政並びに病院職員、住民の理解も含めた形で一体的に取り組むことが必要となります。

今回、新たに策定する「肝付町立病院経営強化プラン」は、総務省から示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）に基づき、中期及びその先を見据えた視点で、当院の経営強化及び未来に向けての基本的指針と具体的な取り組みを示すものです。

### 2. 計画期間

本プランの計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年とします。ただし、経営強化プランに掲げた目標達成が著しく困難である場合や、鹿児島県の策定する第8次医療計画、地域医療構想等と整合を図る必要性が生じた場合などには、抜本的な見直しを含め、経営強化プランの改定を行うこととします。

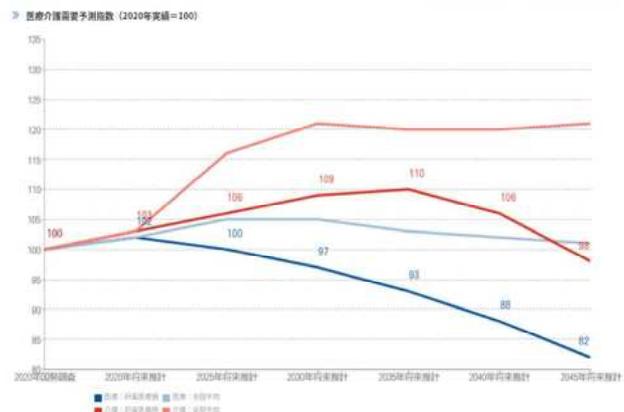
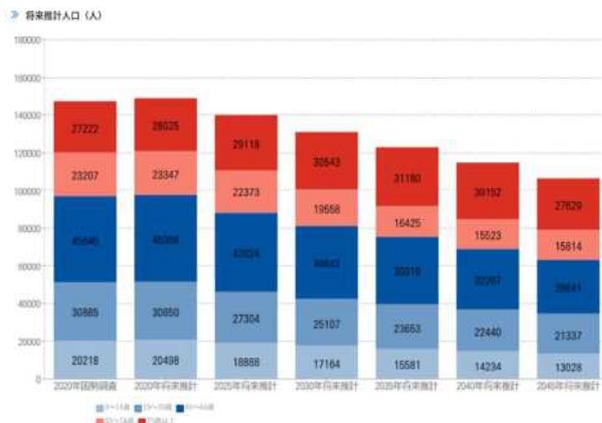
## 第2章 肝付町立病院の現状

### 1. 当院を取り巻く環境

肝付町立病院は、昭和 23 年に町立診療所、昭和 34 年に町立病院として開設し、昭和 59 年、現在地に移転開設後、約 39 年運営されており、無医地区の診療所に週二回の出張診療も行なっています。内之浦地区内唯一の有床病院であり、医療の確保はもちろん、国保直診病院として、健康保持・増進など、地域包括医療ケアの拠点として地域に不可欠な医療施設となっています。

一方、肝付町は人口密度が低く面積が広域であるため、居住環境が点在しているのが特徴的な過疎地域となっております。特に内之浦地区については、人口の減少が著しく、訪問サービスを行うには、非常に不利な状況となっております。また、2040年には肝付町全体で人口9千人を割り込む見込みとなっております。医療・介護分野での需給に見合う対応が必要となります。

### 肝属保健医療圏人口推移



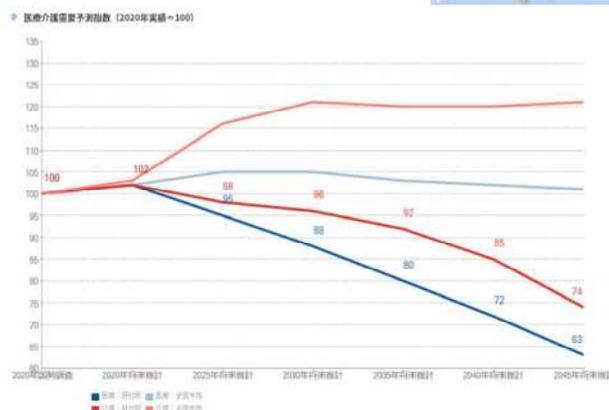
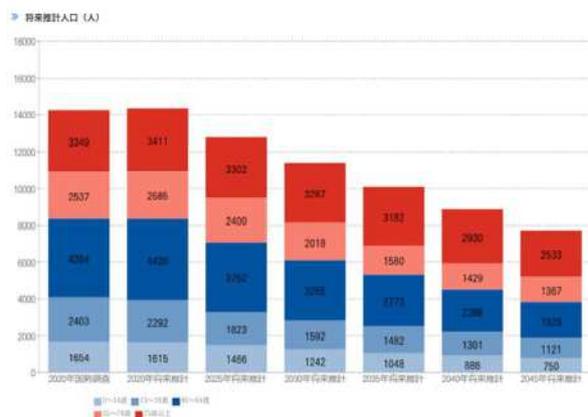
■将来推計人口：国立社会保障・人口問題研究所（2018年3月推計）

将来推計人口  
(肝属保健医療圏)

年	2020	2025	2030	2035	2040
推計人口 (全体)	148,804	139,707	131,014	122,758	114,616
推計人口 (65才以上)	50,429	51,491	50,101	47,605	45,675

■将来推計人口：国立社会保障・人口問題研究所（2018年3月推計）

# 肝付町人口推移



■将来推計人口：国立社会保障・人口問題研究所（2018年3月推計）

## 将来推計人口 (肝付町)

年	2020	2025	2030	2035	2040
推計人口 (全体)	14,227	12,753	11,374	10,065	8,836
推計人口 (65才以上)	5,886	5,702	5,285	4,762	4,359

■将来推計人口：国立社会保障・人口問題研究所（2018年3月推計）

将来の人口推計によると、肝付町の総人口は2020年をピークに人口減少が進む中にあります。65才以上の割合は徐々に増加しながら、逆に労働力人口は減少の一途をたどることが予想されています。そのような中、医療・介護の需要はありながらも、それらに見合う就労者の確保も大きな課題となっていきます。

肝付町立病院は、肝属保健医療圏において不足している回復期病床機能を担っており、同時に、地域に密着した身近な医療機関として、救急医療や慢性期医療、終末期医療も果たしていくことが求められます。また、肝付町立病院において対応できない高度の専門的な医療については、引き続き、鹿屋市内や鹿児島市内の医療機関などと連携して、滞ることなく必要な医療提供を行っていく使命を担っております。

## 2. 肝付町における医療供給体制

### (1) 肝付町立病院の概要

令和5年4月1日現在

医療機関名称	肝付町立病院
開設者	肝付町長
運営形態	公営企業法（一部適用）
所在地	鹿児島県肝属郡肝付町北方1953番地
建物の構造	鉄筋鉄骨コンクリート造 2階建（延床面積 2,371m <sup>2</sup> ）
許可病床数	40床（一般病床）
標榜科目	内科・外科・整形外科・眼科
外来診療時間	月曜日～金曜日（8:30～12:00、14:00～17:00）
主な機能	救急医療・健診（人間ドック含）・在宅医療 など
検査等	血液検査・心電図・エコー・CT（16列）・レントゲン・内視鏡検査（4K）など
主な指定等	救急告示病院・難病指定・労災保険指定・生活保護法指定 など
職員数	常勤職員数 50名（令和5年4月1日現在） 医師 25名（常勤 3名、非常勤 22名） 薬剤師 1名（常勤 1名、非常勤 0名） 看護師 23名（常勤 23名、非常勤 0名） 技師 8名（常勤 6名、非常勤 2名） 事務職 10名（常勤 10名、非常勤 0名） その他 11名（常勤 7名、非常勤 4名）
主な施設基準	一般病棟入院基本料（地域一般入院料3） 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） 運動器リハビリテーション料（Ⅱ） 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ） など
介護保険事業	居宅療養管理指導・訪問看護・通所リハビリテーション
卒後臨床研修プログラム関連医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島大学病院</li> <li>・鹿児島市立病院</li> <li>・独立行政法人 国立病院機構 鹿児島医療センター</li> </ul>

### (2) 関連医療機関

令和5年4月1日現在

医療機関名称	岸良診療所
所在地	鹿児島県肝属郡肝付町岸良652番地2
標榜診療科	内科・外科
診療時間	火曜日・金曜日 診療時間（8:30～12:00） ※ 出張診療

### (3) 肝付町の医療機関

令和5年11月1日現在

#### 病院

医療機関名	病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
肝付町立病院	40	-	-	40	-
春陽会中央病院	100	-	40	60	-
計	140	0	40	100	-

#### 診療所

医療機関名	病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
高山胃腸科・外科	19	-	19	-	-
吉川医院	17	-	-	17	-
山内クリニック	-	-	-	-	-
ルミコ医療ステーション	-	-	-	-	-
高山クリニック	-	-	-	-	-
吉重クリニック	-	-	-	-	-
計	36	0	19	17	0

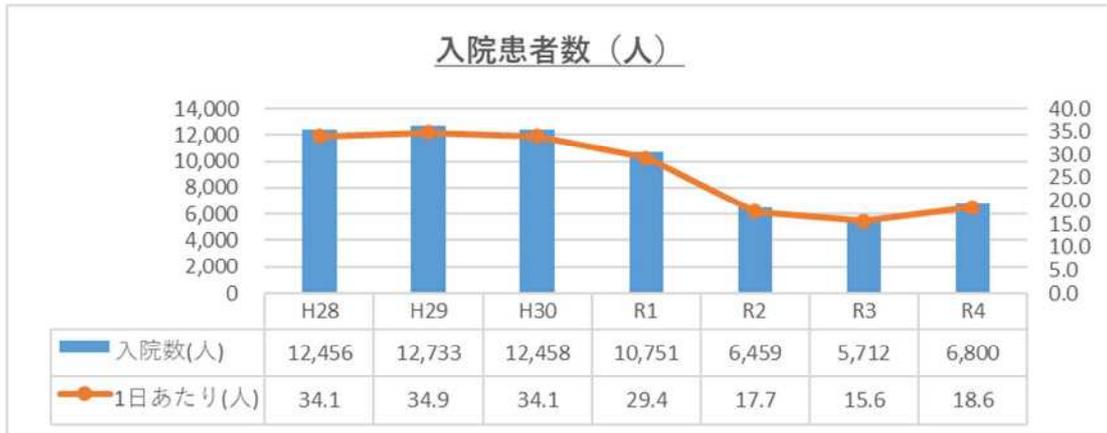
## 3. 地域医療構想について

肝属保健医療圏において、2025年の必要病床数は、2021年の病床機能報告と比較し、全体で206床多い推計となっています。また、病床機能報告での値は必要病床数に比べて、急性期及び慢性期ではそれぞれ624床、201床多く、回復期では111床少なくなっています。（国立療養所を除く。）患者数に比べて医療機関数が少ない地域ですが、二次医療圏内で完結できるよう医療体制の構築を図るとともに、医療需要に応じた適切な医療提供体制の構築に向けて、不足する病床への転換を含めた必要な病床機能の確保や在宅医療の充実などの施策が示されています。

## 4. 当院の現状と課題

### (1) 肝付町立病院の入院及び外来患者数の推移

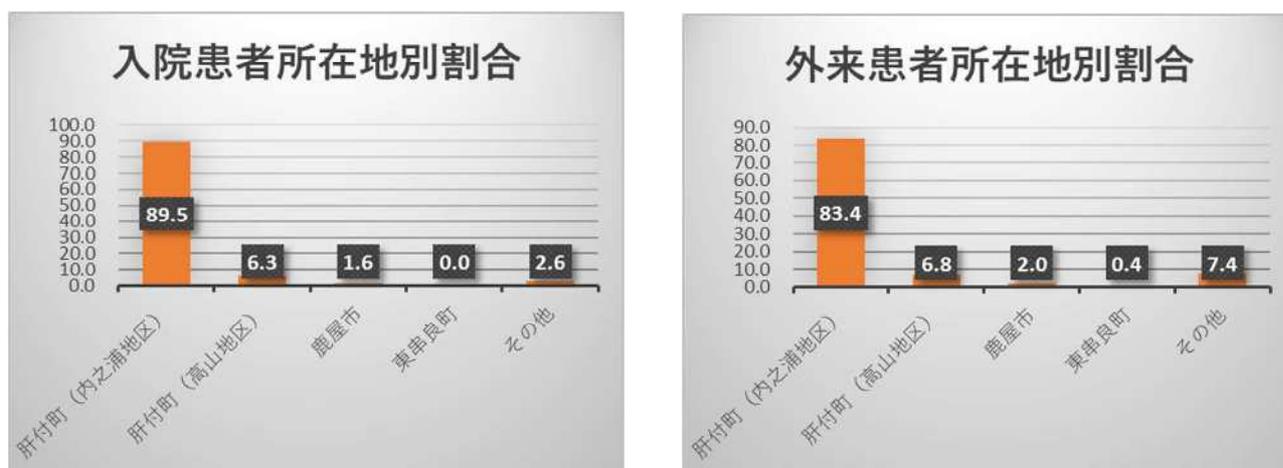
入院患者数は平成30年度頃から減少傾向が続いており、令和4年度の入院患者数は1日当たり18.6人となり、病床利用率は46.5%となっております。また外来患者数も減少傾向が続いており、令和4年度は1日当たり57.4人となっております。特に令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響を受けるなど、患者数の減少が顕著となっております。



(2) 岸良診療所の外来患者数



### (3) 患者の所在地別割合（令和4年度）



## 第3章 肝付町立病院の役割・機能

### 1. 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能

肝付町立病院は、肝属保健医療圏域における病床機能として、回復期機能を担っております。急性期医療機関からの受け入れとしてのポストアキュート機能、後方支援病院としての役割や各医療機関との連携を強化させます。また、公共の共有施設として、近隣のかかりつけ医や関係事業所など、公民ともに開かれた解放型の病院として幅広く活用していく方針です。加えて、地域密着型の地域住民のかかりつけ医としてのサブアキュート機能の役割も果たしてまいります。

(計画：一般病床)

年度	R6	R7	R8	R9	R10
回復期 (床)	40	40	40	40	40
合計	40	40	40	40	40

### 2. 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

地域の人口減少や労働力人口の流出が進む中において、可能な限り社会資源の維持を図りながら、重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、引き続き、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と維持を図ることとします。併せて介

護保険事業との整合性を保ちながら、かかりつけ医療機関としての役割を果たしてまいります。

また、認知症高齢者の増加も見込まれることから、行政や関係各所をはじめ、認知症高齢者の地域での生活を支えるための、見守り機能としての地域住民参加による地域包括ケアも重要と考えております。加えて、へき地特有の地理的に広範囲でかつ交通手段も十分でない環境にお住いの患者様も少なくありませんので、巡回診療や公民館診療、オンライン診療など、多様でかつ柔軟な診療体制も検討していくこととします。

### 3. 機能分化・連携強化

肝付町、特に内之浦地域における過疎地域でのいわゆる機能分化は非常に困難ですが、一方で、関係する医療機関・各施設や行政も含め、果たすべき役割を明確にし、これまで以上に連携強化は必須と考えております。特に、地域連携体制の果たす役割は非常に大きく、社会福祉士などの人員を確保し、院内院外の連携の情報センターとしての機能強化を図り、顔と顔のみえる人とのつながりをより一層重視し、患者様やご家族に対し、サービス関係者などと共に必要な支援を行ってまいります。

また、一次医療機能として不足する高度医療（専門的治療）については、二次、三次医療機関と連携し、患者様への医療的不利益が生じないように、切れ目のないシームレスな医療サービスの提供に引き続き努めてまいります。

近隣のクリニックなどの医療機関からの依頼による入院の受け入れや、検査等の紹介受け入れ、大隅肝属地区消防組合による救急隊からの中・軽度の受け入れなど、救急告示病院として24時間体制での診療も引き続き継続してまいります。一方、急性期治療を終えた患者様の回復期受け入れを円滑に行い、病気や怪我だけに焦点を合わせるのではなく、全人的・包括的に患者様と向き合い、リハビリテーションや栄養指導など在宅復帰に必要な医療サービスなどを行い、ご自宅へ退院された後も元気に自立した生活が送れるようサポート致します。

#### (1) 診療体制強化の専門診療科の非常勤医師並びに各種医療技術者の派遣受け入れ

肝付町立病院は、不足している専門医の補充を継続的に行い、一次医療機関として総合診療におけるトータルでの役割を果たしてまいります。また、医師と同様、専門的な技術を要する検査技師やリハビリ技師など、必要に応じた医療技術者の派遣受け入れを継続的に行ってまいります。

#### (2) 地域連携体制の強化

地域連携業務は、医療関係者はもとより、患者様やご家族、ケアマネージャーや介護事業所、各施設との調整役（メッセンジャー）として、欠かすことのできない最も重要

な役割を担っております。そのために社会福祉士をはじめとした専門の人員を確保することとします。

### (3) 行政機関及び各組織との連携など

肝付町立病院は設立以来、救急告示病院として長年救急搬送受け入れを行ってきました。特に大隅肝属地区消防組合管内の内之浦分署や東部消防署とは、欠かすことのできない公共の連携機関であり、今後も密接な協力体制を継続していく必要があります。

また、肝付町立病院は公立病院として広く公共性を活かし、役場福祉課や地域包括支援センター、健康増進課をはじめ、社会福祉協議会や鹿児島県の各行政機関と連携し、横断的連携を行っていきます。具体的には、各種予防接種や住民及び各種団体等の定期健康診断の受診、二次検査時の外来受診など、住民のニーズに応じた疾病の早期発見、健康予防体制の確立にも協力していきます。また、各学校や保育園などの嘱託医も引き続き継続していきます。

### (4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

項目	R5 (見込み)	R6	R7	R8	R9	R10
<b>① 医療機能に係るもの</b>						
救急搬送受入件数 (件)	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0	100.0
訪問診療件数 (件)	120.0	130.0	140.0	150.0	160.0	170.0
医療リハビリ件数 (単位)	9,560	9,600	9,650	9,700	9,750	9,800
<b>② 医療の質に係るもの</b>						
褥瘡新規発生率 (%)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
在宅復帰率 (%)	76.0	76.5	77.0	77.0	77.5	78.0
<b>③ 連携強化等に係るもの</b>						
地域連携訪問件数 (件)	8.0	15.0	18.0	20.0	23.0	25.0
健康診断受入件数 (件)	130.0	150.0	170.0	190.0	210.0	230.0
<b>④ その他</b>						
臨床研修医の受入人数 (人)	0	1	1	1	1	1
医学生受入人数 (人)	4	4	4	4	4	4

### (5) 住民の理解のための取り組み

医療提供を行うにあたり各種媒体を通じた広報活動・情報共有なども肝付町立病院の認知率向上にとっては重要な要素となります。地域住民や医療・介護の連携先などに対し、肝付町立病院で可能な診療や検査等について、パンフレットの配布、ホームページや「広報きもつき」、地域連携業務、各種会合などを通じ、十分な周知活動を広く継続的に行っていきます。

## 4. その他

人口動態や医療資源・社会資源の変化していく中においても、公立病院としての使命や役割を十分認識し、採算が見込みにくい分野や最低限の医療サービスを必要とする患者様方などに対して、住民からの要望や政策医療（行政サービスとしての医療）を、安心して生活していけるだけの医療的役割を可能な限り担うこととします。また、特定の疾患の予防だけでなく、全般的な未病対策としてのより相談しやすい環境の提供、医療に関する出張講座・公開講座など、行政と連携しながら、住民により身近でわかりやすい情報発信なども行っていければと考えています。

## 第4章 医師・看護師等の確保と働き方改革

### 1. 医師・看護師等の確保

肝付町立病院は、へき地医療をはじめとした地域医療全般を担っており、地理的・社会資源的にも不利な環境下にあるため、総合診療を求められる常勤医師の確保には長年苦慮してきた経緯があります。

現在では、平成27年度以降、県の地域枠や自治医の医師派遣が継続して行われており、今後も鹿児島県や鹿児島大学病院各医局、並びに地域医療支援センターと協力しながら、医師派遣の受入れを続けていく必要があります。

また、看護師に関しましても年々採用が難しくなっています。全国的には近年、就業者数は増えているものの、都市部に集中する傾向にあり、かつ2025年で約3万人～約13万人分の需給ギャップが生じる（不足する）見込みとされています。このような中で当院の位置する地域においても継続勤務が可能となるよう、ワークライフバランス等にも配慮した柔軟な働き方への取組みも検討していく必要があります。

### 2. 臨床研修医の受け入れ等を通じた若手医師とのつながり

肝付町立病院は、長年、初期臨床研修医の受け入れや医学実習生の受け入れを行ってきました。平成27年4月からは地域枠第一期生を常勤医師として受け入れ、プライマリ・ケア（初期診療）や専門医としての技能を磨くための研修支援を行ってきました。現在、おかげさまで2名の地域枠医師が着任しており、かかりつけ医として今後も引き続き地域に必要な総合診療を行い、医療供給体制を維持していけるよう努めてまいります。また、住民とのふれあいやつながりも大切にし、垣根のない身近な医療機関として、地域の皆様と若手医師が気軽に接することができる機会を増やしていければと考えています。

### 3. 職員の人材育成

医療や介護分野は刻々と変化していく中で、患者様と人としての関わりは変わらず続いていきます。職員の各種専門スキルや知識向上はもとより、患者様への優しく暖かな心を忘れることなく、精神的サポーターとしての役目も重視していきます。また、チーム医療の一員として職員一人ひとりがその役割を十分認識し、より広くより質の高い総合的な地域医療提供体制を構築していきたいと考えております。肝付町立病院の運営や接遇・業務改善において、必要又は有益となるような研修会・講演会などへの積極的な参加、他の公立病院の優良事例なども参考にするなど、自ら学び取り入れ、活かしていくような病院風土を構築します。

### 4. 医師の働き方改革への対応

令和6年4月からの医師の働き方改革（時間外労働の上限規制）が適用されることとなります。このため診療体制及び宿日直体制に必要な医師の確保が必要となります。肝付町立病院は、A水準（※）を維持する体制とし、特に鹿児島大学病院の各医局や他の医療機関からの医師の応援体制は不可欠であるため、労働基準監督署からの医師の宿日直許可などについては、今後も継続的に維持できるよう、医師の時間外労働の適切な管理と労務環境の適正維持に引き続き努めてまいります。

※ A水準とは、年間の時間外労働時間が960時間以下を指します。

### 5. 看護師等の負担軽減の促進

過疎地域における医療従事者の維持については、現在も厳しい状況が続いております。近年では、地区外からの通勤者も増えてきており、限られた労働力資源の中で、病院としての適正数を維持しながらも負担の偏りなどが生じることのないよう、国県の施策も適時活用するなど、適正人員の維持に努めてまいります。

## 第5章 経営形態の見直し

肝付町立病院は設立以来、地方公営企業法の一部適用（財務適用）により現在まで運営を行ってきておりますが、今後、適切な時期を判断した上で、より自律的な経営、企業性の発揮を促進するために、地方公営企業法の全部適用への移行を検討します。

## 第6章 経営の効率化

### 1. 経営の効率化と数値目標の設定

#### (1) 収支改善に係るもの

年度	R5 (見込み)	R6	R7	R8	R9	R10
経常収支比率 (%)	100.2	99.5	99.7	99.8	99.8	100.6
医業収支比率 (%)	50.3	58.2	59.6	60.9	64.1	65.3
修正医業収支比率 (%)	53.3	60.9	62.3	63.5	65.6	66.8

#### (2) 収入確保に係るもの

年度	R5 (見込み)	R6	R7	R8	R9	R10
1日当たり入院患者数 (人)	25.5	31.5	32.0	32.5	32.5	33.0
1日当たり外来患者数 (人)	60.5	62.0	62.5	62.5	62.5	62.5
病床利用率 (%)	63.8	78.8	80.0	81.3	81.3	82.5

#### (3) 経費削減に係るもの

年度	R5 (見込み)	R6	R7	R8	R9	R10
材費対医業収益比率 (%)	14.4	15.4	15.0	14.6	14.2	13.8
経費対医業収益比率 (%)	48.1	37.4	36.2	35.3	34.3	33.3

#### (4) 経営の安定性に係るもの

年度	R5 (見込み)	R6	R7	R8	R9	R10
医師数 (人)	3	4	4	4	4	4
看護師数 (人)	23	24	24	24	24	24
キャッシュ・フロー (百万円)	31	28	29	31	20	27

### 2. 目標達成に向けた実行体制

#### (1) 受診しやすい環境の整備

地域住民や患者様にとって、より身近に医療サービスを楽しむ環境の整備も非常に重要な要素となります。肝付町立病院は、長年、旧内之浦町の地域住民の医療機関としてその役目を果たしてきました。近年、人口減少が進み、内之浦地区の医療需要の減少が著しいことから、今後は、町の公立病院としての役目を広く果たすために、高山地区や周辺近隣の医療需要に答えるべく、対象医療圏を徐々に拡大していくこととします。加えて、将来の新設移転も視野に入れつつ、全国の優良事例なども参考にしながら、建設に係る立案についても多角的に検討していくこととします。また、内之浦地域を主として実施してきました患者様向けの無料送迎についても引き続き継続し、順次、高山

地区へ拡大させ、移動手段のない受診希望される患者様に対しましても、より身近なかかりつけ医療機関として利用しやすい仕組みを構築していきます。

## (2) 運営に必要な人員等の確保

病院事業においては診療報酬の仕組み上、単なる人件費の抑制・削減では収益改善につながらず、むしろ積極的に医師・看護師等を確保することで収益改善が見込めることが多いため、必要な人材については引き続き維持・確保に努めてまいります。

また、経営に関するノウハウの有無は、病院の運営上、非常に大きく影響します。このため、民間病院等の経営や診療報酬制度に精通した外部アドバイザー等の活用、経営・財務マネジメント強化事業や公立病院医療供給体制確保支援事業、その他、専門のコンサルティング会社など、幅広く、必要に応じて適時活用していくこととします。

## (3) 行政や各事業所、住民などとの連携体制

令和5年4月から開始した、肝付町役場福祉課・地域包括支援センター・健康増進課・肝付町立病院で構成される、地域包括ケア関連課合同会議による医療・介護・健康予防関連の横断的な取り組みも引き続き継続していくこととします。各部署抱える課題や住民からの要望などに適切かつ迅速に対応できるよう、継続的協議や情報共有を行ってまいります。

## (4) 収益改善のための具体的手法

病院の収益については、病棟運営の充実度が最も影響するものであるため、稼働率の向上及び維持に加えて、単価の引き上げが重要となります。このため地域包括ケア病床の一部導入や看護比率の引き上げ、その他回復過程にあるすべての患者様の受け入れを行うこととします。また、これまでどおり簡易又は中等症以下の手術の実施や外来機能の充実など、引き続き総合的に収益改善策を講じることとします。

## 第7章 新興感染症への取り組み

季節性の感染症はもとより、発熱外来受け入れ体制は引き続き継続し、感染管理体制のさらなる強化のために、医療従事者及び患者様の感染対策・安全対策の向上に努めます。また、現在の建物については、ゾーニング対応等が非常に困難な造りとなっているため、2類相当の感染症患者様の受け入れは困難な状況にあります。ただし、これまでどおり後方支援病院として、回復期の患者様の受け入れについては、継続して行ってまいります。

前述の新設移転に関しては、感染症対応が可能な病棟の創設（造成）も視野に入れ、検討を行うこととします。また、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大時に備えるため、これまでの経験を活かし、平時からの物資の備蓄や感染症予防対策なども行ってまいります。

## 第8章 施設・設備の最適化

### 1. 施設・設備の適正管理と整備費の抑制

肝付町立病院は建築以来39年を経過しており老朽化が進み、建物に係る修繕・維持管理にコストがかさむ状況が続いております。このような中、医療圏域の拡充や人口分布などを踏まえた上で、財政面や将来の医療的需給バランスも考慮し、新設移転も検討することとします。それまでは、既存の建物を活用し、必要最小限の修繕にとどめ、運営に支障がない範囲でコスト削減に努めてまいります。

医療機器に関しましては、患者様への医療的不利益が極力生じないように、必要に応じて定期的に保守及び更新を図ってまいります。

医療機器など

単位：百万円

年度（予定）		R5 (見込み)	R6	R7	R8	R9	R10
医療機器等整備		19	30	20	20	20	20
財源内訳	企業債	17	20	13	13	13	13
	補助金等	2	10	7	7	7	7
主な内容		無影灯・電気メス	PACS・検査機器	透視台	非常用自家発電機	生化学自動分析装置	CT

### 2. デジタル化への対応

国のDX化の施策は、今後ますます加速していくものと思われます。マイナンバーカード健康保険証利用の啓発・促進は今後も引き続き取り組み、かかりつけ医療機関として、電子カルテのデータはもとより、患者様の健康・保険・医療・介護などの基本情報やリアルデータを可能な限りより良く活かし、そのための機器類などの整備が有用と認められる場合には、財政支援や費用対効果を見極めながら積極的に導入します。その他、予防や健康促進、治療などに寄与する場合には、行政をはじめ各関係機関とも連携を行い、既存の資源をより効果的に活用していくよう努めてまいります。

また、患者様のみならず職員の業務負担の軽減や効率化につながるものについても、積極的に検討・導入していくこととします。併せて、国の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」などを踏まえ、個人情報をはじめとした情報セキュリティ対策（体制）も徹底するよう努めてまいります。

## 第9章 収支計画

### 1. 収支計画

(収益的収支)

(単位：百万円、%)

区 分		年 度	R5	R6	R7	R8	R9	R10
			(見込み)					
入	1. 医業収益 a	291	356	367	377	388	399	
	(1) 料金収入	281	343	354	364	375	386	
	(2) その他	10	13	13	13	13	13	
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	
	2. 医業外収益	304	266	260	254	229	229	
	(1) 他会計負担金	287	249	243	238	220	220	
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	
	(3) 長期前受金戻入	15	14	14	13	6	6	
	(4) その他	2	3	3	3	3	3	
	経常収益 (A)	595	622	627	631	617	628	
出	1. 医業費用 b	578	612	616	619	605	611	
	(1) 職員給与費 c	350	380	384	387	391	395	
	(2) 材料費	42	55	55	55	55	55	
	(3) 経費	140	133	133	133	133	133	
	(4) 減価償却費	45	43	43	43	25	27	
	(5) その他	1	1	1	1	1	1	
	2. 医業外費用	16	13	13	13	13	13	
	(1) 支払利息	1	1	1	1	1	1	
	(2) その他	15	12	12	12	12	12	
	経常費用 (B)	594	625	629	632	618	624	
経常損益 (A) - (B) (C)	1	△3	△2	△1	△1	4		
特別損益	1. 特別利益 (D)	1	2	2	2	2	2	
	2. 特別損失 (E)	2	1	1	1	1	1	
	特別損益(D) - (E) (F)	△1	1	1	1	1	1	
純損益		0	△2	△1	0	0	5	
経常収支比率(A)/(B)×100		100.2	99.5	99.7	99.8	99.8	100.6	
医業収支比率(a)/(b)×100		50	58	60	61	64	65	

## (資本的収支)

(単位：百万円、%)

区 分		年 度	R5 (見込み)	R6	R7	R8	R9	R10
収	1. 企業債		17	20	13	13	13	13
	2. 他会計出資金		0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金		14	14	15	16	9	10
	4. 他会計借入金		0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金		0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金		2	10	7	7	7	7
	7. その他		0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)		33	44	35	36	29	30
入	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)		0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入 (c)		0	0	0	0	0	0
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)		33	44	35	36	29	30
支 出	1. 建設改良費		19	30	20	20	20	20
	2. 企業債償還金		27	27	30	32	19	20
	3. 他会計長期借入金返還金		0	0	0	0	0	0
	4. その他		0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)		46	57	50	52	39	40
	差引不足額 (B) - (A) (C)		13	13	15	16	10	10

## (一般会計等からの繰入金の見通し)

(単位：百万円)

区 分		年 度	R5 (見込み)	R6	R7	R8	R9	R10
収益的収支			( 87) 287	( 29) 220	( 23) 220	( 18) 220	( 0) 220	( 0) 220
資本的収支			( 0) 14	( 0) 14	( 0) 15	( 0) 16	( 0) 9	( 0) 10
合 計			( 87) 301	( 29) 234	( 23) 235	( 18) 236	( 0) 229	( 0) 230

(注)

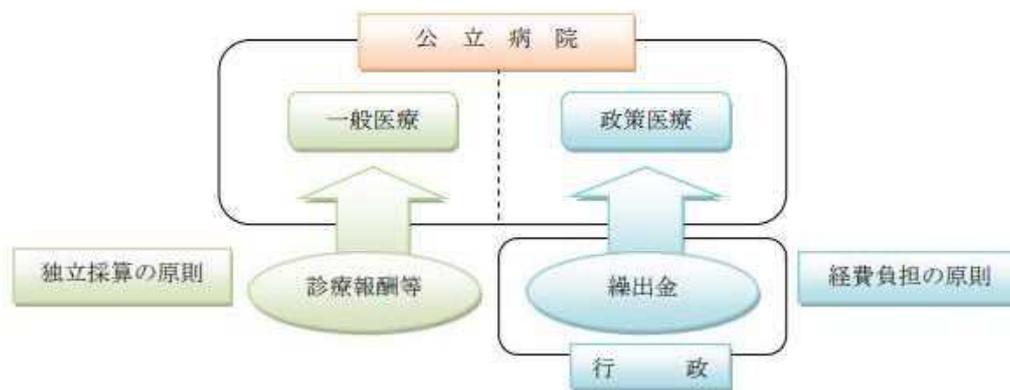
1 ( ) 内はうち基準外繰入金額

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき、他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金を指す。

## 2. 一般会計負担の考え方

肝付町立病院は、地域住民が安心して暮らしていけるよう、かかりつけ医療機関としての役割を果たすため、今後も引き続き、救急医療・総合診療など地域に必要な医療を、政策的に提供していくこととします。このうち本来一般行政が行うべきものや、能率的な経営によってもなお不採算となる医療については、国の基準を概ね基本とし、一般会計が負担すべき経費については、一般会計繰出金として計上することとします。

地方公営企業として運営される公立病院は、企業としての経済性を最大限に発揮し、自らの経営による受益者からの収入をもってサービスを提供するための経費に充てなければならないとする、「独立採算の原則」と、当該自治体の一般会計が負担すべき経費「経費負担の原則」の両方で成り立っております。病院事業の運営にあたっては、企業として常に採算性向上のための創意工夫を重ね、行政負担の縮減に努めることとします。肝付町立病院は、地方公営企業法17条の2の考え方に基づき、必要な費用（一般会計が負担すべき経費）については、引き続き一般会計からの繰入れを行っていくこととします。



## 第10章 経営強化プランの公表・点検・評価等

### 1. 公表

肝付町立病院経営強化プランについては、町のホームページや広報、院内掲示などにおいて公表し、改定や点検等の変更が生じた場合には、適時開示を行っていくこととします。

### 2. 点検・評価

肝付町国民健康保険病院運営審議会において、毎年度、肝付町立病院経営強化プランの計画と実績の点検を行い、必要に応じて専門家の意見や住民代表者の意見を徴収し、より現実的で具体的な改善を行っていくこととします。

### 3. その他

前述の審議会において、当該プランの点検・評価及び提言などがなされた場合、必要に応じて速やかに計画の見直しを行うこととします。また、計画修正を待たずに、即時実行可能な改善策につきましては、随時、改善・導入していくこととします。

垂保健第 17770 号  
令和 6 年 1 月 23 日

肝属保健医療圏  
地域医療構想調整会議 議長 殿

垂水市 保健課長



垂水市立医療センター垂水中央病院経営強化プランに係る

パブリックコメントの実施結果の報告について（報告）

標記について下記のとおり報告いたします。

記

- 1 パブリックコメントの実施結果について
  - (1) 実施期間  
令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 1 月 4 日
  - (2) 意見等
    - ・意見提出人数 0 人
    - ・意見提出件数 0 件
- 2 今後のスケジュールについて
  - (1) 3 月議会へ紙面報告
  - (2) 3 月下旬垂水市公式ホームページの公表

【問い合わせ先】

〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地  
垂水市保健課（担当：美坂）  
電話：0994-32-1111（内線 167）  
FAX：0994-32-6625